

公布された規則のあらまし

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 26 号）

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成 29 年佐賀県条例第 6 号）の施行期日は、平成 29 年 4 月 27 日とする。

佐賀県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 27 号）

- 1 佐賀県核燃料税条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 29 年 4 月 27 日から施行することとした。